発議第11号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成20年9月18日提出

提出者 高山市議会議員 車 戸 明 良

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔

杉 本 健 三

島田政吾

伊嶌明博

小井戸 真 人

藤江久子

村 瀬 祐 治

溝 端 甚一郎

水口武彦

松山篤夫

牛 丸 博 和

倉 田 博 之

丸 山 肇

中筬博之

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、国におかれては、過疎地域の自立・活性化のため、市町村合併前に過疎地域に 指定されていた地域を引き続き指定するなど、平成22年度を初年度とする新たな過疎対 策法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月18日

高山市議会